

景観形成部会運営規程の改正について

1 改正の理由

景観の形成等に関する条例の改正により、新たに景観審議会所掌事務として景観審議会規則に追加された事項について、景観形成部会で調査審議することとするよう、景観形成部会運営規程を改正する。

2 新たに審議会の意見を聴くこととなった事項

(1) 景観形成重点区域に関すること(審議会規則第2条第11号の2～5)

ア 景観形成重点区域の指定

⇒知事は審議会の意見を聞いたうえで、景観形成地区又は広域景観形成地域内の特に景観の形成を図る必要がある区域を、景観形成重点区域として指定することができる。(条例第20条の4)

イ 景観形成重点基準の決定

⇒景観形成重点区域を指定しようとするときは、当該景観形成重点区域について、知事は審議会の意見を聞いたうえで、景観形成重点基準を定めるものとする。(条例第20条の5)

ウ 所有者等への勧告・命令

⇒景観形成重点区域内で、条例に基づく勧告に正当な理由なく従わない場合、知事は審議会の意見を聞いたうえで、命令できる。(条例第20条の7)

(2) 景観遺産に関すること(審議会規則第2条第15号の5)

ア 景観遺産の登録、変更、登録の抹消

⇒知事は審議会の意見を聞いたうえで、地域の景観の形成に寄与する建造物等又は優れた景観を有する土地の区域を、景観遺産として登録、変更、登録の抹消をすることができる。(条例第21条の22)

景観形成部会運営規程(改正案)

(目的)

第1条 この規程は、景観審議会運営規程で定めた事項のほか、景観審議会規則（平成21年兵庫県規則第50号。以下「規則」という。）第7条の規定により設置する景観形成部会（以下「部会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）第2条第1項の規定による許可（同条例別表第4に掲げる特例基準に係るものに限る。）に関すること。
- (2) 景観条例第7条の2第1項の規定による地域景観形成等基本計画の決定又は変更に関すること。
- (3) 景観条例第8条第1項又は第3項の規定による景観形成地区の指定又は変更に関すること。
- (4) 景観条例第9条第1項の規定による景観形成基準の決定又は変更に関すること。
- (5) 景観条例第12条の2第1項の規定による建築物等、広告物等又は自動販売機に係る勧告に関すること。
- (6) 景観条例第13条第1項の規定による建築物等その他の物件に係る要請に関すること。
- (7) 景観条例第15条第1項又は第3項の規定による広域景観形成地域の指定又は変更に関すること。
- (8) 景観条例第16条第1項の規定による広域景観形成基準の決定又は変更に関すること。
- (9) 景観条例第19条の2第1項の規定による大規模建築物等又は広告物等に係る勧告に関すること。
- (10) 景観条例第20条第1項の規定による大規模建築物等又は広告物等に係る要請に関すること。
- (10)の2 景観条例第20の4第1項又は第3項の規定による景観形成重点区域の指定又は変更に関すること。
- (10)の3 景観条例第20の5第1項の規定による景観形成重点基準の決定又は変更に関すること。
- (10)の4 景観条例第20の7第1項の規定による建築物等、広告物等又は自動販売機に係る命令に関すること。
- (10)の5 景観条例第20の7第2項の規定による大規模建築物等又は広告物に係る命令に関すること。
- (11) 景観条例第21条の2第1項又は第3項の規定による星空景観形成地域の指定又は変更に関すること。
- (12) 景観条例第21条の4第1項の規定による星空景観形成照明基準の決定又は変更に関すること。
- (13) 景観条例第21条の6第1項の規定による照明器具の設置又は使用に係る命令に関すること。
- (14) 景観条例第21条の10第1項又は第5項の規定による景観形成重要建造物等の指定又は指定の解除に関すること。
- (15) 景観条例第21条の14第2項の規定による保存活用計画の認定又は変更の認定に関すること。
- (16) 景観条例第21条の18第1項の規定による認定景観形成重要建造物に係る命令に関すること。
- (17) 景観条例第21条の20第2項の規定による保存活用計画の認定の取消しに関すること。
- (17)の2 景観条例第21の22第1項又は第5項の規定による景観遺産の登録若しくは変更又は登録の抹消に関すること。
- (18) 景観条例第22条第1項の規定による大規模建築物等景観基準の決定又は変更に関すること。
- (19) 景観条例第25条の2第1項の規定による大規模建築物等に係る勧告に関すること。
- (20) 景観条例第26条第1項の規定による大規模建築物等に係る要請に関すること。
- (21) 景観条例第27条の2第1項の規定による特定建築物等景観基準の決定又は変更に関すること。
- (22) 景観条例第27条の18第1項の規定による建築物等その他の物件に係る勧告に関すること。
- (23) 景観条例第27条の19第1項の規定による建築物等その他の物件に係る命令に関すること。
- (24) 景観条例第27条の22第1項の規定による空地利用等景観基準の決定又は変更に関すること。
- (25) 景観条例第27条の22第3項の規定による空地の利用等に係る勧告に関すること。
- (26) 景観条例第29条の6第1項の規定による公共施設景観指針の決定又は変更に関すること。
- (27) 前各号に掲げるもののほか、景観審議会会長から景観形成部会に調査審議を依頼された事項に関すること。

(補足)

第3条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会が定めることができる。

附 則

この規程は、平成21年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月29日から施行する。

現 行
景観形成部会運営規程
(目的)
第1条 この規程は、景観審議会運営規程で定めた事項のほか、景観審議会規則（平成21年兵庫県規則第50号。以下「規則」という。）第7条の規定により設置する景観形成部会（以下「部会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。
(所掌事務)
第2条 部会は、次に掲げる事項を調査審議する。
(1) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）第2条第1項の規定による許可（同条例別表第4に掲げる特例基準に係るものに限る。）に関すること。
(2) 景観条例第7条の2第1項の規定による地域景観形成等基本計画の決定又は変更に関すること。
(3) 景観条例第8条第1項又は第3項の規定による景観形成地区の指定又は変更に関すること。
(4) 景観条例第9条第1項の規定による景観形成基準の決定又は変更に関すること。
(5) 景観条例第12条の2第1項の規定による建築物等、広告物等又は自動販売機に係る勧告に関すること。
(6) 景観条例第13条第1項の規定による建築物等その他の物件に係る要請に関すること。
(7) 景観条例第15条第1項又は第3項の規定による広域景観形成地域の指定又は変更に関すること。
(8) 景観条例第16条第1項の規定による広域景観形成基準の決定又は変更に関すること。
(9) 景観条例第19条の2第1項の規定による大規模建築物等又は広告物等に係る勧告に関すること。
(10) 景観条例第20条第1項の規定による大規模建築物等又は広告物等に係る要請に関すること。
(11) 景観条例第21条の2第1項又は第3項の規定による星空景観形成地域の指定又は変更に関すること。
(12) 景観条例第21条の4第1項の規定による星空景観形成照明基準の決定又は変更に関すること。
(13) 景観条例第21条の6第1項の規定による照明器具の設置又は使用に係る命令に関すること。
(14) 景観条例第21条の10第1項又は第5項の規定による景観形成重要建造物等の指定又は指定の解除に関

改 正 案
景観形成部会運営規程
(目的)
第1条 この規程は、景観審議会運営規程で定めた事項のほか、景観審議会規則（平成21年兵庫県規則第50号。以下「規則」という。）第7条の規定により設置する景観形成部会（以下「部会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。
(所掌事務)
第2条 部会は、次に掲げる事項を調査審議する。
(1) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）第2条第1項の規定による許可（同条例別表第4に掲げる特例基準に係るものに限る。）に関すること。
(2) 景観条例第7条の2第1項の規定による地域景観形成等基本計画の決定又は変更に関すること。
(3) 景観条例第8条第1項又は第3項の規定による景観形成地区の指定又は変更に関すること。
(4) 景観条例第9条第1項の規定による景観形成基準の決定又は変更に関すること。
(5) 景観条例第12条の2第1項
(6) 景観条例第13条第1項の規定による建築物等その他の物件に係る要請に関すること。
(7) 景観条例第15条第1項又は第3項の規定による広域景観形成地域の指定又は変更に関すること。
(8) 景観条例第16条第1項の規定による広域景観形成基準の決定又は変更に関すること。
(9) 景観条例第19条の2第1項の規定による大規模建築物等又は広告物等に係る勧告に関すること。
(10) 景観条例第20条第1項の規定による大規模建築物等又は広告物等に係る要請に関すること。
<u>(10)の2 景観条例第20の4第1項又は第3項の規定による景観形成重点区域の指定又は変更に関すること。</u>
<u>(10)の3 景観条例第20の5第1項の規定による景観形成重点基準の決定又は変更に関すること。</u>
<u>(10)の4 景観条例第20の7第1項の規定による建築物等、広告物等又は自動販売機に係る命令に関すること。</u>
<u>(10)の5 景観条例第20の7第2項の規定による大規模建築物等又は広告物に係る命令に関すること。</u>
(11) 景観条例第21条の2第1項又は第3項の規定による星空景観形成地域の指定又は変更に関すること。
(12) 景観条例第21条の4第1項の規定による星空景観形成照明基準の決定又は変更に関すること。
(13) 景観条例第21条の6第1項の規定による照明器具の設置又は使用に係る命令に関すること。
(14) 景観条例第21条の10第1項又は第5項の規定による景観形成重要建造物等の指定又は指定の解除に関

現 行

すること。

- (15) 景観条例第 21 条の 14 第 2 項の規定による保存活用計画の認定又は変更の認定に関する事
- (16) 景観条例第 21 条の 18 第 1 項の規定による認定景観形成重要建造物に係る命令に関する事
- (17) 景観条例第 21 条の 20 第 2 項の規定による保存活用計画の認定の取消しに関する事

- (18) 景観条例第 22 条第 1 項の規定による大規模建築物等景観基準の決定又は変更に関する事
- (19) 景観条例第 25 条の 2 第 1 項の規定による大規模建築物等に係る勧告に関する事
- (20) 景観条例第 26 条第 1 項の規定による大規模建築物等に係る要請に関する事
- (21) 景観条例第 27 条の 2 第 1 項の規定による特定建築物等景観基準の決定又は変更に関する事
- (22) 景観条例第 27 条の 18 第 1 項の規定による建築物等その他の物件に係る勧告に関する事
- (23) 景観条例第 27 条の 19 第 1 項の規定による建築物等その他の物件に係る命令に関する事
- (24) 景観条例第 27 条の 22 第 1 項の規定による空地利用等景観基準の決定又は変更に関する事
- (25) 景観条例第 27 条の 22 第 3 項の規定による空地の利用等に係る勧告に関する事
- (26) 景観条例第 29 条の 6 第 1 項の規定による公共施設景観指針の決定又は変更に関する事
- (27) 前各号に掲げるもののほか、景観審議会会長から景観形成部会に調査審議を依頼された事項に関する事

(補足)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会が定めることができる。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 11 月 25 日から施行する。

改 正 案

すること。

- (15) 景観条例第 21 条の 14 第 2 項の規定による保存活用計画の認定又は変更の認定に関する事
- (16) 景観条例第 21 条の 18 第 1 項の規定による認定景観形成重要建造物に係る命令に関する事
- (17) 景観条例第 21 条の 20 第 2 項の規定による保存活用計画の認定の取消しに関する事
- (17)の 2 景観条例第 21 の 22 第 1 項又は第 5 項の規定による景観遺産の登録若しくは変更又は登録の抹消に
- 関すること。
- (18) 景観条例第 22 条第 1 項の規定による大規模建築物等景観基準の決定又は変更に関する事
- (19) 景観条例第 25 条の 2 第 1 項の規定による大規模建築物等に係る勧告に関する事
- (20) 景観条例第 26 条第 1 項の規定による大規模建築物等に係る要請に関する事
- (21) 景観条例第 27 条の 2 第 1 項の規定による特定建築物等景観基準の決定又は変更に関する事
- (22) 景観条例第 27 条の 18 第 1 項の規定による建築物等その他の物件に係る勧告に関する事
- (23) 景観条例第 27 条の 19 第 1 項の規定による建築物等その他の物件に係る命令に関する事
- (24) 景観条例第 27 条の 22 第 1 項の規定による空地利用等景観基準の決定又は変更に関する事
- (25) 景観条例第 27 条の 22 第 3 項の規定による空地の利用等に係る勧告に関する事
- (26) 景観条例第 29 条の 6 第 1 項の規定による公共施設景観指針の決定又は変更に関する事
- (27) 前各号に掲げるもののほか、景観審議会会長から景観形成部会に調査審議を依頼された事項に関する事

(補足)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会が定めることができる。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 29 日から施行する。